

教育勅語・道徳教育に関する簡易年表

2017. 3. 11 b y M

- 1947 年 3 月 31 日 教育基本法、学校教育法公布。国民学校令など廃止。
5 月 3 日 日本国憲法施行。
- 1948 年 6 月 19 日 教育勅語等排除に関する決議【衆議院】、教育勅語等の失効確認に関する決議案
6 月 25 日 文部省、衆参両院での決議に基づき、学校にある勅語謄本等の返還を求める次官通帳。
- 1950 年 天野貞佑文相、道徳教育を独立教科で行う構想。「修身教育の復活」として厳しい批判。独立教科の設定を目指し、教育課程審議会に諮問。
11 月 4 日 天野文相、広島駅頭で、「君が代のせい唱に続いて、教育勅語に代るべきものがあつた方がよいと思う。何か国民の教育や道徳の基準となるものが必要だと最近とくに強く感じている。」
11 月 26 日 天野文相、「私はこう考える―教育勅語に代るもの―」を『朝日新聞』に発表。「教育勅語は明治 23 年以降約 60 年間われわれ日本人にそういう道徳的規準を与えていたのであります。日本人は何人といえども教育勅語を骨の髄まで浸透せしめ、こゝに生きゆく道の価値を見出していた。」「教育勅語にふくまれる主要な徳目は今日といえども妥当性を有つ。」「何か他の形式において教育勅語の果たしていた役割を有つものを考える必要はないか。」「ひとはこの考えを直ちに勅語と同種のものとし、反民主的なものとして非難します。しかしわれわれの要求は道徳的規準の直接的主張ではなくして反省を媒介としたもの」。
- 1951 年 教課審、「道徳教育振興の方策として、道徳教育を主体とする教科或いは科目を設けることは望ましくない」と答申。
- 1953 年 6 月 30 日 衆議院文教委員会で大山文相、左右両派社会党に答弁。「教育勅語は・・・その形が失われてもそれに盛られた道徳的精神までがすべて失われてよいものとは考えない。」「立憲君主制下の明治時代に民族愛、祖国愛の精神が勅語のなかに、あつた形でうたわれたものと思う。」
- 1956 年 10 月 16 日 戦後初の「全国校長研究協議会」。その場で田中耕太郎最高裁長官、教育勅語の必要性を強調。
- 1958 年 教課審は「道徳の時間」の特設を提言。この年の学習指導要領において、小・中学校に各学年週 1 単位時間の「道徳の時間」設置。指導方針として、
①特設道徳は、学校における道徳教育を補充・深化・統合するものであること。
②評点による評定はしないこと。
③学級担任が担当すること（「道徳」の免許状は出さない）。
④教科書は作らず、読み物・説話・視聴覚資料等を用いること。
- 1965 年 1 月 15 日 樺原市の好川市長、同市主宰の成人式で新成人に教育勅語のパンフを配る。
- 1966 年 1 月 15 日 樺原氏の好川市長、成人式記念品に教育勅語配布。「日本の原動力であるこの勅語を家庭で十分味わってほしい」とあいさつ。
10 月 31 日 中教審、「後期中等教育の拡充整備について」を答申。その中に「期

待される人間像」を別記。「第四章国民として」の「二 象徴に敬愛の念をもつこと」。「天皇への敬愛の念をつきつめていけば、それは日本国への敬愛の念に通ずる。・・・このような天皇を日本の象徴として自国の上にいただいていたところに、日本国の独自の姿がある。」

- 1967年7月15日 同日の『朝日新聞』夕刊に田中耕太郎国際司法裁判所判事（元最高裁長官）、教育勅語にふれた一文。「天皇の神格化が廃止されたからといって、教育勅語に取り入れられた徳目が誤謬になってしまい、教育上無価値または有害になってしまうわけではない。」「教育勅語もかような古典（引用者注；聖書、仏典、論語）の系列につらなる、生きた歴史的文献たることを失わない。」
- 1968年12月17日 山形市の県立職業訓練所、一般教養に明治百年記念事業団『教育勅語』を使用しようとしたことが問題化。生徒の寄付金を購入費にあてる。
- 1974年3月28日 衆院本会議で田中角栄首相、教育勅語は「普遍的真理があることも事実だ。形式を超えて国民の共感を得られるようなら世論に問うべきだ」。
- 4月27日 田中首相「国民へのアピール」発表。冒頭で「わが国の教育は、・・・知恵が太って、徳がやせる知育偏重のきらいがある」。
- 5月13日 「田中総理を励ます県民の集い」で、田中首相は「子どもには“五つの大切”“十の反省”を教えようと提唱。「大切」の一つが「国・社会」。
- 5月15日 参院決算委員会で、田中首相、春日正一（共産）の質問に、「自分の考えは勅語の復活でも是認でもない。憲法を守る中で人倫の基本を考えている」と答弁。教育勅語の一部を暗誦し「現憲法のもとでも守るべきことばかりだ」。
- 1975年4月7日 石田和外前最高裁長官が『日本経済新聞』に寄稿。「教育勅語の法的拘束力が消滅しても、その実質には何ら影響はない。父母に孝に、兄弟は友に、夫婦相和し、にはじまり、一旦緩急あれば義勇公に奉じ、などにんげんなら当然履み行ふべき諸徳目に言及しているその内容は何人といえども否定し、抹殺することはできない。それにもかかわらず、両院決議の形式で行われた、屍にむちうつような、教育勅語追放の措置によって、一般国民の目には、その実質、内容までが否定されたかのように映じ、従来履践して来た徳目自体が誤りであったかのような錯覚を覚えしめ、また教育関係者はいたずらにその去就に迷い、三十年を経た現在においてすら、教育勅語に触れ、これに言及することは全くのタブーとしている教師たちが少なくなく、思えば笑止の限りである。かくて我が国には、教育勅語のような立派な道德律が存在しただけに、これを失ったことによる反動はかえって大きく、現在日本の悩む道義退廃、道德低下の大きな原因がここに在るのである」。
- 1977年2月5日 参院本会議代表質問で福田赳夫首相、春日正一（共産）に対して、「教育勅語・・・人の道というものをこんなに明快に示しておる」、「教育勅語の示しておる人の道というものは、これは今日においても脈々と生きておるし、またこれを生かしていかなばならぬ」。

- 2月9日 衆院予算委員会で福田首相、工藤晃（共産）に答弁。『『父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ』、まことに私は人の道だと思っております。』
- 10月25日 テレビ朝日、10月30日に予定されていた「題名のない音楽会・教育勅語のすすめ」の放送中止を決定。
- 1978年8月28日 砂田重民文相、日本記者クラブで「戦前教育の中心にあった教育勅語にも、人間性や連帯感が説かれている。よいところをも一緒に投げすててしまうのは間違いだと思う」。
- 12月7日 大平内閣の内藤誉三郎文相、就任後記者会見で「君が代と国旗、これは日本の象徴だ。日本人が大事にするのは当然」。「教育勅語の中身は含蓄のあるものだ。教育の根本のシンになる」。
- 1983年5月11日 参院決算委員会で本岡昭次議員が、私立学校中心に教育勅語を道徳教育の柱にすべきだ、との声が高まっているのは問題だ、と発言。松江日大高校で1962年開校後、2月11日に、学校行事として教育勅語の読み上げ、生徒起立唱和、皇居遙拝を行ってきた。
- 1984年3月14日 堺市立宮山中学校の卒業式で、校長式辞で、教育勅語全文を暗唱。
- 8月27日 自民党藤尾正行政調会長、自民党道連の政策集会で講演。教育勅語精神の復活を主張。
- 9月17日 自民党藤尾政調会長、同党研修会の講演で、「天皇制や教育勅語には間違いは一つもない。新しい世界性と合理性を加えて民族秩序を作りに上げるのが、教育改革の原点でなければならない。」
- 1986年7月22日 自民党藤尾政調会長、第四次中曽根内閣の文相に。9月8日に日韓併合は韓国にも責任あり発言で罷免。
- 1991年12月5日 青年海外協力隊がペーパーテストに合格した隊員志望者を野菜栽培研修に、日本農業実践学園に送り込んでいたことが発覚。同学園では月に一度神社参拝、学園長が教育勅語を読むのを聞かせる。
- 2000年 教育改革国民会議が「教育を変える17の提言」。「人間性豊かな日本人を育成する」ことを目指すとして、家庭教育重視を打ち出す。提言として「小学校には『道徳』、中学校には『人間科』、高校には『人生科』などの教科を設け、専門の教師や人生経験豊かな社会人が教えられるようにする。そこでは、死とは何か、生とは何かを含め、人間として生きていく上での基本の型を教え、自らの人生を切り拓く高い精神と志を持たせる。
- 教育基本法の改正に言及。具体的に三つの観点。
- ①新しい時代を生きる日本人の育成。
- ②伝統、文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させていくこと。自然、伝統、文化の尊重、そして家庭、郷土、国家などの視点が必要。
- ③教育基本法の内容に理念的事項だけでなく、具体的方策を規定すること。教育振興基本計画に関する規定。
- 4月20日 森喜朗首相、内閣記者会のインタビューで、GHQが教育勅語の伝統や文化に関する個所を消したが、本当にそのことがよかったのかも含めて議論する必要、と述べる。
- 5月15日 森首相、日本の国、「天皇を中心に行っている神の国」発言。
- 8月15日 文部省で検討作業中の中学校歴史教科書に、教育勅語を全文掲載。戦後失効したことに触れていないものがあることが判明。

10月30日 明治神宮・明治神宮崇敬会が『産経新聞』に「教育勅語渙発 110 周年」の全面広告。

2001 年 4 月 3 日 「新しい歴史教科書をつくる会」が主導した中学校の社会科（歴史分野）の教科書（扶桑社発行）合格。この教科書は教育勅語の全文紹介。

2002 年 4 月 文科省、児童生徒の「豊かな心」をはぐくみ、児童生徒が身につける道徳の内容をわかりやすく表したと称する『心のノート』を作成し、全小中学生に配布。

2006 年 11 月 12 日 教育基本法改正案が衆議院特別委員会で可決→11月16日、衆議院本会議で可決・通過→12月14日、参議院特別委員会で可決→12月15日、参議院本会議で可決、改正教育基本法が成立（1947年の制定以来初めての改正）→12月22日に公布、施行

2007 年 教育再生会議で道徳教育の教科化が取り上げられる。同会議の第二次報告は、次の6項目を提言。

①徳育を従来の教科とは異なる新たな教科と位置づける。

②授業時間を確保し、年間を通じて指導する。

③点数での評価はしない。

④多様な教科書と副教材をその機能に応じて使う。

⑤学級担任が指導し、中学校でも専門の免許は設けない。

⑥地域の社会人や各分野の人材が教壇に立つことを促進する。

2013 年 2 月 26 日 教育再生実行会議が「いじめ問題等への対応について」を安倍首相に提言。提言のポイントの一つが「道徳の教科化」。

4月4日 文科省に「道徳教育の充実に関する懇談会」設置。同懇談会では、教材の抜本的充実、新たな枠組みによる教科化、指導内容の充実、効果的な指導方法の明確化がテーマ。

12 月 26 日 「道徳教育の充実に関する懇談会」が「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）」を公表。

2014 年 2 月 17 日 文部科学大臣が「道徳に係る教育課程の改善等について」を中央教育審議会に諮問。

2 月中旬頃 全面改訂版「心のノート」配布。

10 月 21 日 中央教育審議会が「道徳に係る教育課程の改善等について」を、文部科学大臣に答申。

2015 年 3 月 学習指導要領等の一部改正。これまでの「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」と位置付ける。小学校は2018年度から、中学校は2019年度から「特別の教科 道徳」（道徳科）となる。